

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式）】

業務名称：九州国際センター公用車購入

- 第1 入札手続
- 第2 仕様書
- 第3 性能等証明書の作成要領
- 第4 経費に係る留意点
- 第5 契約書（案）
- 別添 様式集

2017年6月30日

独立行政法人国際協力機構
九州国際センター

第 1 入札手続

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。
(本方式の入札手続きのフローは、本章末尾の図「総合評価落札方式による入札の手続きフロー」を参照下さい。)

1. 公告

公告日 2017 年 6 月 30 日

2. 契約担当役

九州国際センター 契約担当役 所長 植村 吏香

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：九州国際センター公用車購入
(一般競争入札(総合評価落札方式))
- (2) 業務仕様：「第 2 仕様書」のとおり
- (3) 納期：2018 年 1 月 12 日(金)

4. 担当部署等

- (1) 入札手続き窓口
郵便番号 805-8505
福岡県北九州市八幡東区平野 2 丁目 2-1
独立行政法人国際協力機構
九州国際センター 総務課 契約・調達担当
【電話】093-671-8342 【FAX】093-671-0979
- (2) 書類授受・提出方法
 - ・郵送等による場合：上記(1)あて
 - ・持参による場合：土日・祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時までの期間
(午後 0 時 30 分から 1 時 30 分の間を除く。)

5. 競争参加資格

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければなりません。
具体的には、競争参加の資格要件を以下のとおり設定します。

- (1) 公告日において、平成 28・29・30 年度全省庁統一資格の「物品の販売」の「A」

又は「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされ、営業品目として「車両類」を保持し、「九州・沖縄地域」の競争参加資格を有すること（以下「全省庁統一資格保有者」という。）であること。

ただし、上記における全省庁統一資格保有者でない者で本競争への参加を希望する者は、当機構から資格審査（以下「簡易審査」といいます。）を受けることができます。（下記6.(1)エ.を参照ください。）

(2) 会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、競争に参加する資格がありません。

(3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。

ア. 競争参加資格確認申請書の提出期限までに上記規程に基づく資格停止期間（以下、「資格停止期間」という。）中の場合、本入札案件には参加できません。

イ. 資格停止期間前に本入札案件への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札案件には参加できません。

ウ. 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(4) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(5) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応札者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、競争参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。

ア. 応札者の役員等（応札者が個人である場合にはその者を、応札者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

- ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
- エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

6. 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記5.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、当機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

- ア. 提出期限：2017年7月26日（水）正午まで
- イ. 提出場所：上記4. 参照
- ウ. 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は上記ア. 提出期限までに到着するものに限る）
- エ. 提出書類：以下のカテゴリーのうち、各社の該当するカテゴリーにおいて求められる書類（以下、「資格確認書類」といいます。）を提出して下さい。

カテゴリーA： 当機構発行の整理番号を有している場合		
A-1	競争参加資格確認申請書	様式集参照 整理番号を記載してください。 有効期限が2019年3月31日の整理番号 (28から開始の7ケタの番号)
A-2	全カテゴリー共通に必要な書類	この表の下に記載の【全カテゴリー共通に必要な書類】一式
カテゴリーB： 当機構発行の整理番号を有しておらず全省庁統一資格は有している場合		
B-1	競争参加資格確認申請書	様式集参照
B-2	全省庁統一資格審査結果通知書（写）	
B-4	全カテゴリー共通に必要な書類	この表の下に記載の【全カテゴリー共通に必要な書類】

	な書類	一式
カテゴリーC：当機構発行の整理番号も全省庁統一資格も有していない場合 (上記5.(1)ただし書きに該当する者。)		
C-1	競争参加資格確認申請書	様式集参照
C-2	簡易審査申請書	・様式集参照
C-3	登記事項証明書(写)	・発行日から3ヶ月以内のもの ・法務局にて発行の「履歴事項全部証明書」
C-4	納税証明書(その3の3) (写)	・発行日から3ヶ月以内のもの ・税務署にて発行の法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書。納税義務が免除されている場合でも発行されます。但し書きがある場合は、事情を確認することがあります。その3の3以外の証明書(市区町村発行の「法人事業税」等の納税証明書、納税時の領収書等、納税証明書その1など)では受付できません。
C-5	財務諸表(写) ・設立して間もない法人で最初の決算を迎えていない場合は提出不要	・決算が確定した直近1ヶ年分 ・貸借対照表、損益計算書を含む。 ・法人名および決算期間の記載があるもの。
C-6	全カテゴリー共通に必要な書類	この表の下に記載の【全カテゴリー共通に必要な書類】一式

【全カテゴリー共通に必要な書類】

- ・返信用封筒(長3号又は同等の大きさ。82円分の切手貼付。)
- ・下見積書(下記7.参照)
- ・必要に応じ、日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを証明する書類を提出いただく場合があります。

(2) 共同企業体、再委託について

ア. 共同企業体の結成は認めません。

イ. 再委託は認めません。

【定義】

〈共同企業体〉: 複数の社が、それぞれの社の特徴を相互に補完し、構成員相互の信頼と協調を元に連帯責任をもって業務を実施する場合に構成する企業体。

〈再委託〉: 受注者が委託を受けた業務の全部又は一部を自ら行わず、第三者に外注してその実施を委ねることをいいます。なお、受注者が委託を受けた業務の実施に必要な物品、役務、資機材等を買入れ又は借入れたうえで、受注者の管理下で業務を実施することは、再委託に該当しません。

(3) 競争参加資格の確認の結果は文書をもって通知します。2017年8月1日(火)

までに結果が通知されない場合は、上記4.にお問い合わせください。

(4) その他

ア. 申請書の提出に係る費用は、申請者の負担とします。

- イ. 82 円分の切手を貼った長 3 号又は同等の大きさの返信用封筒に申請者の住所・氏名を記載してください。
- ウ. 提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。
- エ. 一旦提出された申請書等は返却しません。また、差し替え、再提出は認めません。
- オ. 申請書に関する問い合わせ先は、上記 4. を参照ください。

(5) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、当機構に対して競争参加資格がないと認められた理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。
詳細は、18.(10)を参照下さい。

(6) 辞退理由書

競争参加資格有りの確認通知を受けた後に、性能等証明書を提出されない場合には、辞退理由書の提出をお願いしております。詳細は、18.(11)を参照下さい。

7. 下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。

- (1) 下見積書には、商号又は名称及び代表者氏名を明記し、押印してください
- (2) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- (3) 消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。
- (4) 下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合は、これに応じていただきます。
- (5) 提出期限・提出方法：上記 6. を参照ください。

8. 入札説明書に対する質問

- (1) 仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面により提出してください。
 - ア. 提出期限：2017 年 7 月 12 日（水）正午まで
 - イ. 提出先：上記 4. 参照
 - ウ. 提出方法：電子メール
 - ・メールタイトルは以下のとおりとしてください
【入札説明書への質問】：九州国際センター公用車購入
 - ・宛先電子メールアドレス：jicakic@jica.go.jp
 - エ. 質問様式：別添様式集参照

(2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。ご了承下さい。

(3) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

ア. 2017年7月20日(木)午後5時以降、以下のサイト上に掲示します。

国際協力機構ホームページ (<http://www.jica.go.jp/index.html>)

→「調達情報」

→「公告・公示情報／結果」

→「各国内拠点(JICA研究所を含む)における公告・公示情報 - 工事、物品購入、役務等 - (2017年度)

* JICA九州

(<http://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/koji2017.html#kyushu>)

イ. 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

9. 性能等証明書・入札書の提出

(1) 提出期限：2017年8月3日(木)正午まで

(2) 提出場所：上記4. 参照

(3) 提出書類：

ア. 性能等証明書(提出部数：正1部、写3部)(第3 性能等証明書の作成要領参照)

イ. 入札書(厳封) (提出部数：正1通)

・ 1.1.に記載する入札執行日に開札する入札書を、長3号封筒に厳封の上、性能等証明書と同時に提出下さい。同入札書は、機構にて厳封のまま入札執行日まで保管させていただきます。

・ 本入札書については、原則代理人を立てず、入札者の名称又は商号並びに代表者の氏名による入札書とし、社印又は代表者印を押印して下さい。

・ 日付は入札執行日としてください。

・ 入札書に記載する金額は、「第2 仕様書」に対する総価(円)(消費税等額を除いた金額)として下さい。

・ 封筒に入れ、表に件名/社名を記入し、厳封のうえ提出してください。

ウ. 性能等証明書審査結果通知書返信用封筒(長3号。82円分の切手貼付。)

(4) 提出方法：郵送又は持参(郵送の場合は上記(1)の提出期限までに到着するものに限りです。)

(5) 性能等証明書の記載事項

性能等証明書の作成にあたっては、「第2 仕様書」、「第3 性能等証明書の作

成要領」を参照ください。

(6) その他

- ア. 一旦提出された性能等証明書及び初回の入札書は、差し替え、変更又は取り消しはできません。
- イ. 開札日の前日までの間において、当機構から性能等証明書に関し説明を求められた場合には、定められた期日までにそれに応じていただきます。
- ウ. 性能等証明書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。

(7) 性能等証明書の無効

次の各号のいずれかに該当する性能等証明書は無効とします。

- ア. 提出期限後に提出されたとき。
- イ. 記名、押印がないとき。
- ウ. 同一者から内容が異なる性能等証明書が2通以上提出されたとき。
- エ. 虚偽の内容が記載されているとき（虚偽の記載をした性能等証明書の提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります）。
- オ. 前号に掲げるほか、本入札説明書に違反しているとき。

10. 性能等証明書の審査結果の通知

- (1) 性能等証明書は、当機構において審査し、性能等証明書を提出した全者に対し、その結果を文書をもって通知します。2017年8月9日（水）までに結果が通知されない場合は、上記4.にお問い合わせください。

性能等証明書の審査方法については、「14. 落札者の決定方法」を参照下さい。

- (2) 入札会には、性能等証明書の審査に合格した者しか参加できません。
- (3) 性能等証明書の審査の結果、不合格の通知を受けた者は、機構に対して不合格となった理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。詳細は、18. (10)を参照下さい。

11. 入札執行（入札会）の日時及び場所等

入札執行（入札会）にて、性能等証明書の審査に合格した者の提出した入札書を開札します。合格した者に対しては、代表者若しくは代理人（委任状を要す。）の入札執行（入札会）への参加を求めます。

- (1) 日時：2017年8月18日（金） 午後2時から
- (2) 場所：独立行政法人国際協力機構 九州国際センター
管理研修棟 セミナールーム7
福岡県北九州市八幡東区平野2丁目2-1

※入札執行開始時刻に間に合わなかった者は入札会（入札執行）に参加できません。

※ただし、既に上記9.の規定に基づき提出されている入札書は有効とします。

- (3) 必要書類等：入札会への参加に当たっては、以下の書類等をご準備ください。
- ア. 委任状 1通（別添様式集参照。代表権を有する者が出席の場合は不要。）
 - イ. 入札書 2通（再入札用）
（最大再入札回数2回。別添様式集参照。なお、初回分の入札書は性能等証明書と共に提出。）
 - ウ. 印鑑、身分証明書
 - ・ 代理人が参加する場合、委任状に押印したのと同じ印鑑が訂正印として必要になりますので、持参して下さい。
 - ・ 代表権を有する者が出席の場合は、社印又は代表者印に代えて同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確認のため、身分証明書等の提示を求めることがあります。
- (4) 再入札の実施
- すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は、その場で再入札を実施します。
- 再入札に参加する（再入札に係る入札書を提出する）者は、上記の委任状により再入札に参加する権限が委任されていることと押印された入札書が必要となりますので、ご注意ください。
- (5) その他
- 入札会場で書類を修正する必要が生じた場合に、以下の手続きが必要となりますので、ご注意ください。
- ・ 代理人が参加する場合、委任状に押印したのと同じ印鑑が訂正印として必要になりますので、持参して下さい。
 - ・ 代表権を有する者が参加の場合は、修正箇所、社印又は代表者印に代えて同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、代表権者本人であることの確認のため、身分証明書の提示を求めることがあります。

12. 入札書

- (1) 初回の入札書を除き持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。
- (2) 第1回目の入札は、性能等証明書と同時提出済みの入札書を開封します。
 - 11.に記載される「再入札」を行う場合、入札会当日持参した入札書をもって再入札いただくこととなります。
- (3) 第1回目の入札は、入札件名、入札金額を記入して、原則代表者による入札書としますが、再入札では、必要に応じ代理人を定めて下さい。
- (4) 再入札の入札書は、入札件名、入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入の上、入札事務担当者の指示に従い入札箱に投入してください。
 - ア. 代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印（個人印についても

認めます)。

- イ. 代理人を定める場合は、委任状を提出のうえ、法人の名称又は商号並びに代表者名及び受任者(代理人)名を記載し、代理人の印(委任状に押印したものと同一印鑑)を押印することで、有効な入札書とみなします。
- ウ. 委任は、代表者(代表権を有する者)からの委任としてください。

(5) 入札価格は、千円単位とします。千円未満の端数がある入札価格が提示された場合は、千円未満の端数を切り捨てた金額を入札価格とみなします。

(6) 入札価格の評価は、「第2 仕様書」に対する総価(円)(消費税等額を除いた金額)をもって行います。

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法及び地方消費税法の規定により定められた税率により算定された額を加算した金額をもって落札金額とします。

(8) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。

(9) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

(10) 入札保証金は免除します。

1 3. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一入札者による複数の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (10) 条件が付されている入札

1 4. 落札者の決定方法

「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針(環境配慮契約法基本方針)関連資料」(平成29年2月)(以下「関連資料」という。)をもとに、総合評価落札方式により落札者を決定します。

(1) 落札方式

落札者の選定にあたっては、次の要件を満たしている者のうち、「総合評価点」の最も高い者を落札者とします。

- ① 予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車仕様が仕様書に定める要求要件を全て満たしていること。

(2) 「総合評価点」の算出方法

$$\text{総合評価点} = \frac{\text{技術点}}{\text{価格点}} \dots\dots\dots (式1)$$

- ① 総合評価点＝技術点÷価格点とする。
- ② 技術点＝標準点 + 加算点とする。 \dots\dots\dots (式2)
- ③ 技術点の考え方

仕様書に定める要求要件を全て満たしている場合には、「標準点」として100点を与える。ただし、仕様書に定める要求要件を一つでも満たしていない場合には、審査の対象外（不合格）とする。

また、環境性能（燃費値）について、「環境配慮契約法基本方針」の「グリーン購入法の自動車に係る判断の基準（燃費基準値）」における、車両重量区分ごとの「燃費基準値（JC08モード）」を上回る部分について、環境性能の評価に応じた得点として「加算点」を加える。

「加算点」は、応募者が納入しようとする自動車の環境性能が、仕様を満たす市販車の最高水準にあるもの（燃費目標値）と燃費基準値の間のどの位置にあるのかをもって算定する。

加算点は、「関連資料」に基づき、燃費基準値に対する燃費目標値の改善割合が100%以上である場合は50点とし、100%未満である場合は改善割合を基に最高点を設定する。

本件における加算点の試算条件は次のとおりとする。

- 燃費基準値： 8.7km/L（車両重量2,180kgの場合の燃費基準値）
- 燃費目標値： 18.4km/L（同クラスの市販車の最高レベルの燃費）

上記の場合、燃費基準値に対する燃費目標値の改善割合は、
 $18.4 / 8.7 - 1 \div 1.11$
 となるため、「加算点の最高点（満点）」は50点とする。

加算点については、以下の式で求める。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}} \cdots (式3)$$

(式3) をふまえた本件に係る加算点の算定方法は以下のとおり。

$$\text{加算点} = 50 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - 8.7}{18.4 - 8.7} \cdots (式4)$$

* 加算点は、小数点以下第一位を切り上げる。

なお、審査の結果不合格となった場合は、「10. 性能等証明書の審査結果の通知」に記載の手続きに基づき、不合格であることが通知され、入札会には参加できません。

④ 価格点の算出方法

価格点は、1万円を1点として算出する。

⑤ 総合評価点は、小数点以下第四位を切り捨てる。

(3) 落札者の決定

機構が設定した予定価格を超えない入札価格を応札した者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とします。なお、落札者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

※なお、本来予定価格は消費税等額を含みますが、本書に記載の「予定価格」は、本来の予定価格から消費税等額分を除いた金額＝「本体価格」を示しています。

15. 入札執行（入札会）手順等

(1) 入札会の手順

ア. 入札会参加者の確認

機構の入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求め、入札会出席者の確認をします。入札に参加できる者は原則として各社1名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

イ. 入札会参加資格の確認

各出席者から委任状（代表権を有する者が参加の場合は不要）を受理し、入札事務担当者が参加者の入札会参加資格を確認します。

ウ. 技術点の発表

入札事務担当者が、入札会に出席している社の技術点を発表します。

エ. 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が既に提出されている入札書の封を確認し、併せて、各出席者にも確認を求めた上で入札書を開封し、入札書の記載内容を確認します。

オ. 入札金額の発表

入札事務担当者が各応募者の入札金額を読み上げます。

カ. 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が、あらかじめ開札場所に置いておいた予定価格を開封し、入札金額と照合します。

キ. 落札者の発表等

入札執行者が予定価格を超えない全入札者を対象に、14. 落札者の決定方法に記載する方法で総合評価点を算出し、読み上げます。結果、総合評価点が一番高い者を「落札者」として宣言します。

価格点、総合評価点を算出しなくとも落札者が決定できる場合または予定価格の制限に達した価格の入札がない場合（不調）は、入札執行者が「落札」または「不調」を発表します。

ク. 再度入札（再入札）

「不調」の場合には再入札を行います。再入札を2回（つまり合計3回）まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は、入札会出席者の希望に基づき、休憩を挟む場合があります。

(2) 再入札の辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、入札箱に投函してください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(3) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(4) 不落随意契約

3回の入札でも落札者が決まらない場合、契約金額が予定価格（税込）を超えない範囲内で契約交渉が成立した場合、契約を締結することとします。

16. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

(1) 落札者からは、入札金額内訳書（社印不要）の提出を頂きます。

(2) 「第5 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。

(3) 契約条件、条文については、契約書案を参照してください。なお、契約書付属書「物品目録」については、入札金額内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

17. 情報の公開について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）

に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構のホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

(1) 公表の対象となる契約

当機構との間に締結する契約のうち、次に掲げるものを除きます。

ア. 当機構の行為を秘密にする必要があるとき

イ. 予定価格が次の基準額を超えない契約

① 工事又は製造の請負の場合、250 万円

② 財産の買入れの場合、160 万円

③ 物件の借入れの場合、80 万円

④ 上記以外の場合、100 万円

ウ. 光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約

(2) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等（※）として再就職していること

※役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとします）

(3) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名

イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次

の区分のいずれかに該当する旨

- ・ 3分の1以上2分の1未満
- ・ 2分の1以上3分の2未満
- ・ 3分の2以上

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(4) 公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内（72日以内。ただし、4月締結の契約については93日以内）に掲載することが義務付けられています。

(5) 情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

17-2. 独立行政法人会計基準に基づく情報提供依頼の可能性について

当機構を含む全ての独立行政法人は、公的な資金の流れを対外的に説明する観点から、独立行政法人会計基準に基づき、適切に情報開示を行うことが求められています。その一環として、年間の総収入に占める当機構との年間の取引高の割合が3分の1を超える公益法人等（公益法人等には、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人も含む。）については、一定の場合を除き、「関連公益法人等」として分類し、当機構との取引等の関係を財務諸表の附属明細書に掲載することと定められています。

この要請に適切に応えるため、取引高等の情報提供依頼を行う可能性がありますので、ご協力をお願いします。

なお、「関連公益法人等」として当機構の財務諸表に掲載されることは、当該法人の当機構との取引の割合や当該法人の役員に占める当機構役職員出身者の割合が一定以上に高いことを示すものであり、当該法人と当機構との間に資本を通じた関係があることを意味しているものではありません。また、当該法人の財務諸表作成において特別な処理が必要となるものではありません。

18. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 本入札説明書は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。
- (3) 入札結果については、入札参加社名、入札金額等を当機構ウェブサイト上で公表します。
- (4) 国際協力機構契約事務取扱細則は、以下のサイトにて公開中です。

国際協力機構ホームページ（ <http://www.jica.go.jp/index.html> ）

→「調達情報」

→「調達ガイドライン・様式」

→「規程」

→「契約事務取扱細則」

<http://association.joureikun.jp/jica/act/frame/frame110000077.htm>

(5) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の性能等証明書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(6) 性能等証明書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。

(7) 落札者の性能等証明書等については返却いたしません。また、落札者以外の性能等証明書については、2週間経過後に機構が適切な方法で処分（シュレッダー処理等）いたします。

なお、機構は、落札者以外の性能等証明書等にて提案された計画、手法について、同証明書作成者に無断で使用いたしません。

(8) 性能等証明書の審査で不合格となり入札会へ進めなかった者の事前提出済み入札書は、入札会後2週間以内を目処に、未開封の状態のまま郵送にて返却いたします。

(9) 性能等証明書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に従い、適切に管理し取り扱います。

(10) 競争参加資格がないと認められた者、性能等証明書の審査の結果不合格の通知を受けた者、または入札会まで進み応札したものの落札に至らなかった者については、その理由について、以下のとおり書面により説明を求めることができます。

また、希望者については、理由を説明する機会（面談形式）を設けさせていただきます。

ア. 提出期限：入札執行日から2週間以内まで

イ. 提出場所：上記4. 参照

ウ. 提出方法：提出場所へ郵送、ファクシミリ又は持参。

エ. 回答方法：書面により回答します。

(11) 辞退理由書

当機構では、競争参加資格有の確認通知を受けた後に性能等証明書を提出されなかった社に対し、辞退理由書の提出をお願いしております。

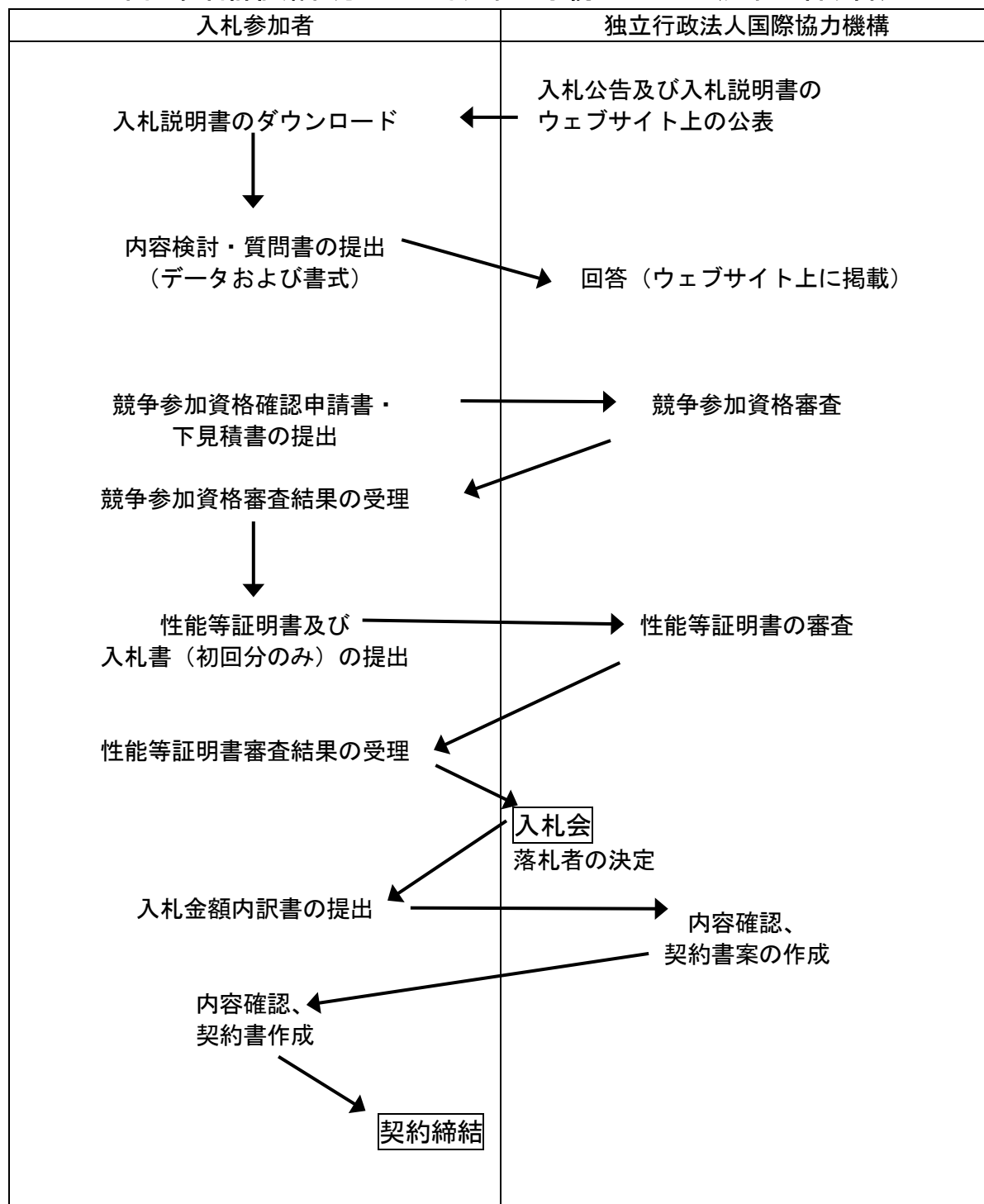
辞退理由書は、当機構が公的機関としての説明責任を果たし、競争性の向上や業務の質の改善につなげていくために、内部資料として活用させていただく所存で

す。つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、内容につきまして、個別に照会させて戴くこともありますので、予めご了承ください。また、本辞退理由書にお答えいただくことによる不利益等は一切ございません。本辞退理由書は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。

辞退理由書の様式は、様式集のとおりです。

図 総合評価落札方式による入札の手続きフロー（入札公告以降）



第2 仕様書

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構九州国際センター（以下「発注者」という。）が実施する「九州国際センター公用車購入」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この仕様書に基づき本件業務を実施します。

1. 車種： ミニバン
2. 台数： 1台（新車。未登録車に限る。）
3. 車体色： ホワイト系又はシルバー系
4. 納入期限： 2018年1月12日（金）
5. 納入場所： 福岡県北九州市八幡東区平野2丁目2-1
独立行政法人国際協力機構 九州国際センター内車庫
6. 基本仕様：
「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成29年2月）の「自動車」の基準を満たすほか、次の要件を満たすもの。
 - (1) ハイブリッド自動車であること。
 - (2) 排気量が2,500cc相当（上下100ccは可とする。）であること。
 - (3) 車両重量が2,200kg以下であること。
 - (4) 使用燃料は、無鉛レギュラーガソリンであること。
 - (5) 7人乗りもしくは8人乗りで、4ドア以上であること。
 - (6) ステアリングは右ハンドル（パワーアシスト付）であること。
 - (7) パワーウインドウ、パワードアロック、電動スライドドア（バックドア共）を標準装備していること。
 - (8) トランスミッションは、無段変速機構（CVTも可とする。）であること。
 - (9) 運転席、助手席にエアバッグを標準装備していること。
 - (10) ブレーキシステムにABS及びブレーキアシストを標準装備していること。
 - (11) オートエアコン（リア含む）を標準装備していること。
 - (12) 三列目シートは跳ね上げ機能付もしくは格納機能付であること。
7. 装備：
メーカー標準装備品（選択装備品を含む。）、販売店取付装備品、標準付属品等、装備品は以下のとおりとする。
 - (1) スペアタイヤ
 - (2) サイドバイザー
 - (3) フロアマット（ステップマットが適合する車種の場合は、当該マット付であるこ

と。)

- (4) 電動伸縮/格納式フェンダーランプ
- (5) HDD ナビ、又は SD ナビゲーションシステム (ETC2.0 対応) (*)
 - ETC2.0 ユニット (ビルトイン、ナビ連動)
 - バックガイドモニター
 - クリアランスソナー (バックソナー共)
 - ドライブレコーダー
 - USB/HDMI 入力端子付
- (6) レーダークルーズコントロール
- (7) 純正アルミホイール
- (8) LED ヘッドランプ
- (9) LED フォグランプ
- (10) オートマチックハイビーム
- (11) タイマー付リアウインドウデフォグガー
- (12) プライバシーガラス (スライドドア、クウオーター、バックドア)
- (13) スマートエントリーシステム (スマートキー2 個付き)
- (14) リバース連動電動格納式ドアミラー
- (15) ドアエッジプロテクター
- (16) イモビライザーシステム
- (17) オートアラーム
- (18) サンシェード (フロントガラス、フロントドアガラス)
- (19) 本革シート (色指定なし)
- (20) イオン式空気清浄器
- (21) ナンバーフレーム (フロント、リア)
- (22) 格納式後席用独立モニター
- (23) 純正カーボディーカバー
- (24) ボディコーティング施工、ウインドウガラス全面撥水コーティング施工
- (25) 三角表示板
- (26) 工具 (ジャッキ等)

(*) (5)ナビゲーションシステムは、販売店において地図更新サービスが受けられることが望ましい。

8. 税金、保険料、法定費用、その他新車登録・納車に必要な全ての費用

以下の各費用を、車両本体価格、装備品価格に加えて、下見積金額及び入札金額に含めること。

- (1) 税金 (自動車税、自動車取得税、自動車重量税)
- (2) 自賠責保険料

- (3) 法定費用（新規検査登録手数料、車庫証明手数料）
- (4) 新車登録・納車に係る諸費用（販売店手続代行費用等）
- (5) 自動車リサイクル法関連費用
- (6) その他必要な諸費用

以下の各費用は、発注者が別途契約、支払うため積算不要です。

- (*) 任意の自動車保険加入に係る費用
- (*) 維持管理・定期点検等に係る費用

第3 性能等証明書の作成要領

性能等証明書の作成にあたっては、「第2 仕様書」に明記されている内容を性能等証明書に十分に反映させることが必要となりますので、内容をよくご確認ください。

1. 性能等証明書の様式と提出

本章の別紙を参照の上、記入された数値を客観的に証明できるパンフレット/カタログ等や証明書等の写しをあわせて提出願います。

2. 性能等証明書作成に係る要件・留意事項

維持管理・定期点検等に係る経費については、別途発注者が負担するため、証明書の項目には含まれていません。

別紙：性能等証明書

性能等証明書

住 所
商号又は名称
代表者役職・氏名

印

「九州国際センター公用車購入」の入札に関し、下記の通り相違ないことを証明します。

No.	内容	納入しようとする 自動車の性能等	※JICA 審査欄
①	車名/通称名（グレード共）		
②	車両型式		
③	車両重量（kg）		
④	乗車定員（人）		
⑤	総排気量（L）		
⑥	燃費値（km/L）（JC08モードによる 値又はJC08モード換算値）		
⑦	「低排出ガス車認定実施要領」（平成12年運輸省告示第103号）の基準に基づき、平成17年基準排出ガス75%低減レベルに適合していること。	適 ・ 否	
⑧	その他、仕様書に定める要求要件を全て満たしていること。	適 ・ 否	

◎ 技術点＝標準点＋加算点

$$= 100 + 50 \times \frac{\text{提案車の燃費値（ ）} - \text{燃費基準値（8.7）}}{\text{燃費目標値（18.4）} - \text{燃費基準値（8.7）}} =$$

※

（注）※欄は記入しないこと。

第4 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算にあたっては、「第2 仕様書」に明記されている内容を十分理解した上で、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。なお、落札者には「第1 入札手続き」の16.のとおり入札金額内訳書の提出を求めますので、仕様書をふまえた経費内訳と適切な単価等の設定をお願いいたします。

(1) 経費の費目

経費内訳には、以下の全ての経費を含むこととします。

- ① 車両本体価格
- ② 装備品価格（内訳共）
- ③ 税金、保険料、法定費用（内訳共）
- ④ 自動車リサイクル法関連費用（内訳共）
- ⑤ その他新車登録・納車に必要な全ての費用（内訳共）

(2) 消費税課税

「第1 入札手続き」の12.のとおり、課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には消費税等を除いた金額を記載願います。価格の競争は、この消費税等を除いた金額で行います。なお、課税事業者については、消費税等を加算した額が最終的な契約金額となります。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

「購入物品の発注者による検査に合格した後、発注者は受注者からの請求に基づき、契約書に定められた金額を一括して受注者に支払う。」

以上

第5 契約書（案）

売買契約書

1. 物品名 九州国際センター公用車
2. 仕様・数量 付属書「物品目録」のとおり
3. 契約金額 金 0,000,000円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 000,000円)
4. 納入期限 2018年1月12日
5. 納入場所 福岡県北九州市八幡東区平野2丁目2-1
独立行政法人国際協力機構 九州国際センター
6. 契約保証金 免除

独立行政法人国際協力機構九州国際センター 契約担当役 所長 植村 吏香（以下「発注者」という。）と、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、頭書記載の物品名の売買について、以下の各条項により売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義、誠実の義務）

第1条 発注者及び受注者は、おのおの対等な立場において互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約の目的）

第2条 受注者は、物品目録に記載する自動車（以下「契約物品」という。）を、頭書記載の納入期限内に、頭書記載の納入場所において発注者に納入するものとし、発注者は頭書契約金額を支払うものとする。

（納品）

第3条 受注者は、契約物品を納入するときは、必要な項目を記載した納品書を発注

者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、契約物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者が認める場合には、分割して契約物品を納入することができる。

(検査)

第4条 発注者は、前条第1項の規定により受注者から納品があったときは、その日から起算して10営業日（営業日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く、月曜日から金曜日までの日をいう。）以内に検査を行わなければならない。

- 2 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを修補又は代替品を納入し、再度発注者の検査を受けなければならない。
- 3 契約物品のうち、公的検査を受ける必要のある物品は、受注者が費用を負担し当該検査を受け、これに合格したものでなければならない。
- 4 契約物品のうち、物品目録に輸出梱包を施すことが規定されている物品は、規定に従い、輸出梱包を施さなければならない。
- 5 契約物品のうち、物品目録に輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により、輸出申告書類として必要な許可書及び証明書等を取得することが規定されている物品は、規定に従い、必要な書類等を取得し、発注者に提出しなければならない。

(減価採用)

第5条 発注者は、前項の検査に合格しなかった契約物品について、その瑕疵の程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することがある。

- 2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

(所有権の移転及び危険負担)

第6条 契約物品の所有権は、検査に合格したときに受注者から発注者に移転し、同時に当該物品は、発注者に引渡されたものとする。

- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた契約物品についての損害は、受注者の負担とする。

(瑕疵担保)

第7条 受注者は、納入した契約物品に品質不良、変質、数量の不足その他の瑕疵が

あるときは、前条の所有権の移転の日から 1 年間、その補修、引換え、補足又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りではない。

(納入期限の延長)

第 8 条 受注者は、納入期限内に契約物品を納入することができないときは、その理由を明示して、発注者に納入期限の延長を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰することができないと判断されるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めることとする。

(遅延違約金)

第 9 条 受注者の責めに帰すべき理由により納入期限までに契約物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に契約物品を納入する見込みのあるときは、発注者は、受注者から遅延違約金を徴取して、納入期限を延長することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額に年（365 日とする。）2.8 パーセントの割合を乗じて計算した額（100 円未満の端数があるときはその端数額を切り捨てる。）とする。

3 前項の規定にかかわらず、納入した契約物品の一部が第 4 条の検査に合格したときは、第 1 項の遅延違約金の額は、契約金額から当該検査に合格した物品の契約金相当額を控除した金額を基礎として計算する。

(契約代金の支払)

第 10 条 受注者は、契約物品の納入が完了し、かつ第 4 条の検査に合格したときは、契約代金を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、契約物品を分割して納入し、第 4 条の検査に合格したときは、当該の納入物品に係る契約代金を請求することができる。ただし、別途一括して契約代金を支払うと定めたときは、この限りではない。

3 発注者は、前 2 項の請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に、契約代金を支払わなければならない。

4 発注者が前項の規定による期間内に契約代金を支払わないときは、受注者は、その期間満了の日の翌日から起算して支払をした日までの日数に応じ、遅延利息を支払うものとする。遅延利息の額は、前条第 2 項の規定を準用するものとする。

(発注者の解除権)

第11条 発注者は、本契約において別に定めるほか、受注者が次に掲げる各号の一に該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 受注者が次条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。
- (4) 受注者が本契約の履行中に、発注者から競争参加資格停止等の措置を受けたとき。
- (5) 受注者に不正な行為があったとき。
- (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
- (7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (8) 受注者が、次に掲げる各号の一に該当するとき、又は次に掲げる各号の一に該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。
 - イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（これらに準ずる者又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要項」に準じる。以下「反社会勢力」という。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
 - ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこ

れを不当に利用するなどしているとき。

ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、受注者は発注者に対し契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。）の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超える場合には、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）

第 12 条 発注者は、前条第 1 項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも 30 日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し、他に転用できない費用と、契約業務を完成したとすれば取得しえたであろう利益とする。

（受注者の解除権）

第 13 条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合においては、前条第 2 項を準用する。

（解除に伴う措置）

第 14 条 発注者は、この契約が解除された場合においては、既に納入を受けた物品又は納入を受ける見込みがある物品についてはこれを検査し、検査に合格した物品については、引渡しを受けるものとする。

2 前項の引渡しを受けた場合は、発注者は、当該物品に係る契約代金を受注者に支払うものとする。

(談合等不正行為に対する措置)

第 15 条 受注者が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする）の 100 分の 10 に相当する額を談合等不正行為に係る違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超える場合には、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

(1) 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 本契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、遅延賠償金を徴取することができる。遅延賠償金の額は、第 9 条第 2 項の規定を準用するものとする。

3 前 2 項の規定は、本契約による物品の納品・引渡が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

4 第 1 項の各号のいずれかに該当したときは、発注者は、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

5 本条の各規定は、競争に付して受注者を決定した場合にのみ適用する。

(契約の公表)

第 16 条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受注者が法人であつて、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職し

ていること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）

(2) 受注者の直近3ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高

(3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

4 受注者が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、受注者は、同基準第13章第7節の規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(合意管轄)

第17条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第18条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(疑義の決定)

第19条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者及び受注者で協議の上、これを定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2017年8月●●日

発注者

福岡県北九州市八幡東区平野2丁目2-1
独立行政法人国際協力機構
九州国際センター 契約担当役
所長 植村 吏香

受注者

●●県●●市●●
株式会社●●●●

代表取締役 ●● ●●

様式集

<参考様式>

■入札手続に関する様式

1. 競争参加資格確認申請書
2. 簡易審査申請書
3. 委任状
4. 入札書
5. 質問書
6. 辞退理由書

以上の参考様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

<本件指定様式>

本件指定様式は、入札説明書本文に添付しています。

■性能等証明書作成に関する様式

1. 性能等証明書 (P. 23)

なお、各様式の表には、以下の事項を記載してください。

- ・宛先：独立行政法人国際協力機構九州国際センター 契約担当役 所長 植村 吏香
- ・業務名称：九州国際センター公用車購入
- ・公告日：2017年6月30日
- ・入札日：2017年8月18日